

令和7年3月第5回 松阪市教育委員会定例会会議録

令和7年3月27日（木）教育委員会室

議決事項

- 議案第8号 第四次松阪市子ども読書活動推進計画の策定について
議案第9号 松阪市青少年センター設置規則の廃止について
議案第10号 松阪市スポーツ施設長寿命化計画の策定について
議案第11号 松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について
議案第12号 松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等
に関する規程の一部改正について
議案第13号 松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

報告事項

- 報告第5号 令和7年2月議会について
報告第6号 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について
報告第7号 松阪市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部改正について
報告第8号 松阪市スポーツ激励金等交付要綱の一部改正について
報告第9号 松阪市スポーツ賞表彰要綱の一部改正について
報告第10号 令和6年度2月児童生徒の問題行動等について

出席者

教育長	中 田	雅 喜
委員（教育長職務代理者）	松 江	茂
委員	安 岡	幹 根
委員	松 岡	曜 子
委員	川 端	有 美

出席事務局職員

事務局長	刀 根	和 宜
事務局次長	金 谷	勝 弘
教育総務担当参事兼教育総務課長	西 浦	有 一
学校教育課長	三 田	篤
学校支援課長	小 泉	恵 希
子ども支援研究センター所長	御 堂	栄 治

生涯学習課長
スポーツ担当参事兼スポーツ課長
文化担当参事兼文化課長

小 泉 明 弘
若 山 幸 則
松 葉 和 也

傍聴者 1 人

午後 1 時 30 分 開会

○教育長

ただいまから令和 7 年 3 月第 5 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

傍聴の申し出がございましたので、私のほうで許可をいたしましたこと、ご報告申し上げます。

それでは、事項書に従い進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、議案第 8 号「第四次松阪市子ども読書活動推進計画の策定について」につきまして、事務局から説明願います。

【議案第 8 号 生涯学習課長から説明】

○教育長

事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。

○教育長

電子図書については、既存の蔵書数でいくと、例えば A という本があったら、今は、すべての小中学校 47 校に 47 冊配らなければならないです。そのため「10 冊ぐらいにして、10 校ごとのローテーションにしたらいじゃないか」と言われます。しかし、そうすると最新刊をみるのが 1 年遅れになります。電子図書の活用については、十分議論してもらったと思うのですが、これを各電子図書館の記載が 23 ページにあります。これは松阪図書館の電子図書館化のわけで、各学校の電子図書の取り扱い、これについてはしっかり考えていく必要があるのではないかなと思います。

電子図書にすることによって、あるいはインターネット上にあるものを使うことによって学校の蔵書数が確保できるのではないか。そういう意味で中学校の電子図書の取り扱いについて、基本的な考えがあったらお願いします。

図書読書計画は、松阪図書館の読書計画ではないので、本市の読書計画となると、中学校のそういうあたりが必要になってきますが、この記載の読書計画に、その部分がちょっと薄い感じです。本市の電子図書の基本的な考え方を教えて下さい。

◎事務局

G I G A スクール構想で子どもたちがタブレットを活用した学びが本格的に進められております。タブレットが身近な文房具としてあるということで、電子図書に対するアプローチも、どのような進め方が子どもたちにとって、読書を身近なものと感じることができるか、そういったアプローチについて考えております。現時点では、タブレッ

トで電子図書の取り組みはありませんので、今後そのアプローチは、電子図書により本を身近に感じるということが必要な方向性であると思いますので、しっかり研究をしてこの読書計画に沿った取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

◎事務局

図書館サイドの考え方で、ご説明させていただきます。現状、松阪市図書館の電子版というのがございますが、小中学校の子どもたちのそのタブレットを有効活用という部分では、松阪図書館の電子のところへ入れないかというような協議を進めさせていただいております。

あと、電子図書ですけど、松阪図書館ではその権利、著作をかうのですけども、例えば 10 回借りると次読めなくなるみたいな、限定されているような電子図書もございます。それだと、子どもたちが読むときに、11 人目が読めなくなりますので、その部分に関してフリーでなるべく多くの方に閲覧をしていただけるような工夫と蔵書数についても対応を進めていただいております。

○教育長

やっぱりこれは、松阪図書館の読書計画ではないので、本市の読書計画として中学校ではどうなのかとかの記載がもう少しあっていいのかなと思いますので、一度検討してください。今、研究するということでしたのでお願いします。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 8 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 8 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 9 号「松阪市青少年センター設置規則の廃止について」につきまして、事務局から説明願います。

(議案第 9 号 生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。

◆委員

センターの廃止ということで、役割がだんだん終わってきているという、その説明はよくわかりました。一方廃止することによる、デメリットというか弊害というのは確実になくしていかなきゃいけないというところがあると思います。その代わりの役割はここが果たすというような説明がございましたが、もう少しそのどういうところに気をつけてやっていくかっていうところのポイントがもしありましたら、ご説明をいただきたいと思います。

◎事務局

現状、健全育成会で各学校のパトロールとか、子どもたちの見守りっていうのをさせていただいており、また青少年センターでも同様な活動として、各学校に補導員の選出依頼をさせていただいております。保護者からすれば、同じ活動で違う組織から依頼があり、補導員として出ていくということになっているので、それはやはりしっかり整理させていただいて、そのうえでデメリットとなる、見守る目が減るということにつきましては、既存の健全育成会とか市民会議をより一層支援させていただいて、後ろに下がることのないよう考えています。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第9号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第9号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号「松阪市スポーツ施設長寿命化計画の策定について」につきまして、事務局から説明願います。

(議案第10号 スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。

○教育長

長寿命化計画に関わって、体育館の空調設備について方向性はどうなっていくか教えて下さい。

◎事務局

長寿命化改修の説明

計画案の 85 ページをご覧ください。

三十三銀行アリーナにつきましては、長年空調施設の設置が、いろんな団体からも大きく要望として挙げられておりますので、空調施設の改修を行うとともに、現行、50 年経っておりますので、大規模な改修修理をして参ります。

続きまして 2-1 の武道館と 3 の嬉野体育センターにつきましても、空調設備がついておりませんので、新たに空調設備をつけていきます。

それから嬉野体育センターに関しては、令和 11 年度に大規模な長寿命化改修をしていきたいと考えています。

飯南体育センターにつきましては、電気設備の改修を行うとともに、令和 13 年度にも大きな大規模改修を行っていききたいというふうに考えています。

子ども支援研究センターの体育館につきましては、耐震性に問題のある特定天井がまだ設置されておりますので、これの改修を行っていききたい。

ワークセンターにつきましても同様に、耐震性に問題がある特定天井の改修と、それから、空調設備の改修を行っていききたいと考えています。

続きまして 86 ページをご覧ください。

野球場とソフトボール場であります。まず松阪公園グラウンドにつきましては、これはもともと、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画において、ここを駐車場にするという計画がございましたので、現在ネーミングライツを期間、継続中でありますので、ネーミングライツ期間が終了した段階で、用途転用の検討を行っていききたいと考えています。

殿町中学校のグラウンドとして使っている現状もありますので、この点も踏まえ検討していききたいと考えています。

あと 14 の波留運動公園については、利用がかなり少ないということもあり、交付金の償却期間が終わるまでに、集約ができないかどうかを検討して参りたいと考えています。

17 のワークセンター松阪の体育施設、多目的グラウンドにつきましては、このグラウンドが非常に小さくて、ネットも低いということで、特にソフトボールのボールが隣の医療機関に飛んでいってしまう問題もあり、グラウンドとしての活用が不十分ということで、テニスコートを増設するような形の用途転用ができないか、検討を進めて参ります。

続きましてテニスコートについて 87 ページをご覧ください。

ここに関しましては、22 の東部テニスコートをご覧ください。ここは集約化検討という形でついておりますが、このワークセンターの多目的グラウンドにテニスコートが新たに加わった場合は、その代わりにここを集約していききたいと考えています。

あと、プールにつきましては 26 の松阪公園プールをご覧ください。松阪公園プールは、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画により廃止した後は、駐車場として別用途の利用がすでに決まっております。ここに関しては、集約し廃止を前提に検討したいと考えています。

あとはですね、この 30 のハートフルみくもに関しましても、利用者が少ないこともあり、指定管理期間内に利用増に取組み、改善が見られない場合には廃止を検討して、そして必要に応じて別の用途活用ができないかということを検討して参ります。

最後の 33 の櫛田川河川敷グランドにつきましては、利用者がいない状況でありますので、ここは地域の方々に管理をゆだねて使っていただけないかを検討をして参りたいと考えています。

以上ざっと 10 年間の計画も含めたものでございます。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 10 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 10 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 11 号「松阪市外国語指導助手就業規則の一部改正について」及び、議案第 12 号「松阪市直接任用外国語指導助手の任用、勤務条件等に関する規程の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

(議案第 11 号、及び、議案第 12 号 学校支援課長から説明)

○教育長

事務局から説明がありました。何かご質問などございませんか。

○教育長

外国語指導助手と直接任用外国語指導助手の違いを教えてください。

◎事務局

まず、外国語指導助手いわゆる A L T というものについては本市では 3 種類の雇用をとっております。1 つ目が J E T プログラムによるもの、2 つ目が直接雇用によるもの、3 つ目が民間の企業等と委託契約をしてそちらから派遣いただくもの、3 つの形態をとっております。

J E T プログラムにつきましては、国の補助もあって、J E T プログラムに参加する、推薦をいただいたネイティブなスピーカーがやりますが、初めて、子どもたちに英語を教えるために外国から来ていただくので先生の経験はありません。契約は基本的に 1 年契約で子どもたちに教えることに慣れたところに帰っていかれます。2 年目もやりま

すって言われると、2 年目、あるいは 3 年目と延ばすこともあるのですが、比較的 2 年ぐらいで、帰られることも多いです。それと、衣食住に係る支援をしなければならないということで、アパートを探して、家庭電化製品を用意して、携帯電話の契約のために、携帯ショップと一緒に職員が行ってというような、引っ越しから入国帰国にかかるお世話までする必要がありますが、国からの補助はいただけます。その中で、J E T プログラムで来ていた人でいいよねっていう方を、直接松阪市の会計年度任用職員として、雇用する場合があります。

委託契約はそれなりにお金がかかるのですが、A L T 全体の研修を掲げてくれたり、学校の先生方の研修も担っていただくとか、イベントごとに対する協力も含んで、委託契約としております。それら 3 種の形態をそれぞれいいとこ取りができるような形態で対応しております。

今回会計年度任用職員になるのが、J E T プログラムと直接雇用ということになりますので、この 2 つの、形態について一部規則改正ということで、ご審議いただくようお願いをしているものであります。以上です。

○教育長

A L T、E S T がどのように教育活動に参加しているか教えてください。

◎事務局

3、4 年生は週 1 回の授業のうち 1 回必ず A L T と E S T の日本人で英語が堪能な方が一緒に入って、英語の授業をしていただいています。

5、6 年生は週 2 回のうち 1 回は A L T と E S T が入って授業をしています。

その中でやっぱり実際に関わる英語でコミュニケーションをとったり、英語が苦手な先生も多いので、どういった英語で言えればいいか等、補助をしていただいています。

中学校は週 4 回の授業のうち、1 回 A L T に参加していただいて、パフォーマンステストや、リスニングのテスト、いろんな英語のイベントとかに参加していただいたりしています。

○教育長

他に事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 11 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 11 号は、原案どおり可決いたしました。続きまして議案第 12 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 12 号は、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第 13 号「松阪市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」につきまして、事務局から説明願います。

(議案第 13 号 生涯学習課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第 13 号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員挙手)

○教育長

挙手全員でございます。よって議案第 13 号は、原案どおり可決いたしました。

[illegible]

○教育長

議決事項が終了いたしましたので、報告事項に入ります。

報告第5号につきまして、事務局から説明願います。

5. 令和7年2月議会について

(報告第5号 教育総務課長から説明)

○教育長

報告第5号で、第1回定例会の代表質問がございました。

公明党の松岡議員が、市のアンケート調査をした結果、一番重要でなおかつ満足度の高いのが教育だったと、その原因は何と考えているかというご質問いただいて、非常に、ありがたい質問です。分析してみますと、高いと言っても 50%切りますが、他がちょっと低いというののもあって、高いっていうのはそこを評価されるのはありがたいです。実は、不満足だという部分が非常に少ないです。

満足、概ね満足の部分が高に 80% ぐらいでも、不満足とかいう部分が本当数%

しかないです。ここが非常にありがたいし、これについては、市長の子育て一番宣言を受けて、子育てという観点から教育を見ている。経済格差が教育格差に繋がらないような配慮がしっかりしているのがご理解を賜っているのかなっていうふうな回答をさせていただきました。議会对応というか議会での答弁を 20 年近く書かせていただいています。が、こういうふうに、評価を受けたのは初めてかなと思って答弁いたしました。

そういうのがありましたのでこれはぜひご報告させていただいて皆様のご協力をもちまして、本市の学校教育行政が大きく逸脱させるとかそういうのではなくて、多くの方にご理解いただき、特に支持してもらえる方の層も非常に多いっていうのは、ありがたいと思っています。

今後とも、一人一人の子どもに寄り添った教育行政をしっかりとしていかなければいけないというのは改めて感じさせていただきました。

○教育長

他に質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 5 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 5 号は承認いたしました。

次に報告第 6 号につきまして、事務局から説明願います。

6. 文化財保存整備事業補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 6 号 文化課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 6 号を承認したいと思います。いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 6 号は承認いたしました。

次に報告第 7 号につきまして、事務局から説明願います。

7. 松阪市私立幼稚園振興補助金交付要綱の一部改正について

(報告第 7 号 こども未来課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第7号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認いたしました。

次に報告第 8 号、及び、報告第 9 号につきまして、事務局から説明願います。

8. 松阪市スポーツ激励金等交付要綱の一部改正について

- ## 9. 松阪市スポーツ賞表彰要綱の一部改正について

(報告第 8 号及び報告第 9 号 スポーツ課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 8 号、及び、報告第 9 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 8 号、及び、報告第 9 号は承認いたしました。

次に報告第 10 号につきまして、事務局から説明願います。

10. 令和 6 年度 2 月児童生徒の問題行動等について

(報告第 10 号 学校支援課長から説明)

○教育長

事務局からの説明に対し、質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

質問等がないようなので、報告第 10 号を承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○教育長

異議なしと認めます。よって、報告第 10 号は承認いたしました。

[illegible]

○教育長

報告事項が終了しましたので、その他の方に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

◆委員

不審者情報が増えてきています。何か情報があれば教えて下さい。

◎事務局

不審者対応については長く携わっていると、やっぱり傾向と対策みたいなものがあるって、季節の変わり目になると、こういう案件がぐっと増えます。

寒くなるような、季節の変わり目でも、露出等であっても、やっぱりその一定期間、増えてきますので今また春に向けて少し気候の変動っていうようなことで少し気になる行動がでているのかなというふうには思っています。夏服とかの女性の露出が増えるような時に、不審者も増えるということがあります。特に不審者については、地域を挙げて、保護者も含めて、みんなが見守って警戒をしているというサインをしっかりと発信していくことで、抑止効果に繋がります。不審者の情報があつた場合には、案件に応じて、その当該校であったり、中学校区であったり、オール松阪の学校すべてに情報を共有するなどして、注意喚起を図っております。

学校の方でも、普段から、見守り等のサポートをしていただいているボランティア団体の方、また地域の民生委員さんや、自治体の方にも共有をするなどして、地域を挙げて、見守り等を進めていただいております。過去に地域の方が見守りというような格好をして、放課後の時間帯に立っていただくことで、不審者が見られなくなったというような事案もあります。そういった注意喚起は関係機関とも連携しながら、警察等のパトロールの強化をお願いし、関係の公民館とかそういった施設にも、情報を共有して、子どもたちの安全を守る取り組みのほうを進めています。

○教育長

他に質問、意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

○教育長

事務局から何かございませんか。

(事務局から「なし」の声)

○教育長

それでは、最後に事務局から次回の定例会の日程報告をお願いします。

◎事務局

次回の教育委員会定例会でございしますが、4月21日月曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○教育長

これをもちまして、令和7年3月第5回松阪市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時40分 閉会